

令和5年8月開催松野町農業委員会定例総会会議録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和5年8月8日（火） 13時30分より
場 所 松野町役場2階 議場兼大会議室

2. 会議構成員（農業委員）現在総数 13名

出席：8名 欠席：5名

3. 農業委員出席者氏名

役職名	議席番号	担当地区	氏 名	出欠
会長	1	上家地	村田 和宏	出席
副会長	2	—	矢野 千津	欠席
	3	蕨 生	金谷 純一	欠席
	4	富 岡	加賀田幸二	出席
	5	吉 野	太田 善英	欠席
	6	—	山崎 匡	出席
	7	豊岡前	毛利 彰男	出席
	8	松 丸	山口 賢三	出席
	9	目 黒	河野 和平	出席
	10	豊岡後	森口 泰	欠席
	11	延野々	石田 芳久	出席
	12	奥野川	滝口 博臣	欠席
	13	—	松比良八重子	出席

その他出席者

農地利用最適化推進委員出席者

区域	氏 名	出欠
松丸地区、延野々地区、 豊岡後地区、豊岡前地区	綱崎 幸紀	欠席
	松田 荘一	欠席
富岡地区、上家地地区、目黒地区	井上 優二	出席
	橋田 忠弘	出席
吉野地区、蕨生地区、奥野川地区	赤松 晋	出席
	金谷 恒夫	出席

農業委員会事務局

農業委員会事務局長	小西	亨
農業委員会事務局次長	中平	大介
農業委員会事務局主事	岡本	渉
農林振興課係長	細川	洋一

4. 議長選出他

議長	村田	和宏
会議録署名委員	山崎	匡
	毛利	彰男

会議書記	岡本	渉
------	----	---

5. 閉会の日時

令和5年8月8日（火） 14時00分

6. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」
の改正に関する意見決定について

7. 会議の概要

小西事務局長

改めましてみなさんこんにちは。稲刈りがそこに来とりますが、台風
の動きと次の台風ができて、なかなか気を揉んでるというよう
な状況じゃないかと思えます。今年はまあまあ生育が良くてこのまま
いけばなと思ったんですが、最後の最後になって天候に悩まされるよ
うな状況になつとるんじゃないかなというふうに心配をしております。
欠席の委員さんもいろいろご事情あるようですが、コロナがまた
流行りつつあって第9波なのかどうかというようになってお
るようです。診療所もある程度絞った方の面会を許可してもらえよつ
たんですが、どうも面会をストップさせて下さいということで医療現
場でもコロナに対する注意が上がってきておるような感じを持って

おります。そういうことでいろいろございますけれども、よろしくお
願いします。

そしたら開会にあたりまして会長のほうからご挨拶をお願い致し
ます。

村田会長

こんにちは。雨の中集まりいただきありがとうございます。また
今日はちょっと欠席の委員さんも多いようですけれど、台風がまとも
に来そうな感じやったんですけれど、だいぶ西寄りを通るという事で
直接の被害は無いと思いますが、今日から明日、明後日にかけて大雨
の心配があります。それで二・三軒ほどは稲刈りも始まっというみたい
ですけど、これから雨で倒れて品質が悪くなるとか、安い上に品質が
悪なったりすると農家は結構困るんですけど、自然ですので仕方がな
いかと思えますけど、できるだけこう災害の無いような台風であってほ
しいと思っております。今日はあまり案件も無いようですけど、時間
の限りいろいろとこう議論したいと思えます。どうぞよろしくお願
い致します。

それでは議事録の署名委員なんですけど、6番の山崎委員さん、7
番の毛利委員さんをお願いを致します。

4番の報告事項なんですけど、事務局のほうでなんかありました
ら。

岡本主事

その他でまとめて、お願いします。

村田会長

じゃ、その他のところで報告事項をお願いします。

5番の議事に入りたいと思えます。議案第1号「農地法第3条の規
定による許可申請について」を議題と致します。延野々の委員さんで

説明をお願い致します。

石田委員

農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。番号8番、申請地、延野々〇〇〇番、地目畑、面積146㎡、〇〇〇番、田、89㎡、〇〇〇番、畑、369㎡。所有権移転の内容でございます。図は7ページをご覧ください。申請者、譲受人、北宇和郡松野町大字延野々〇〇〇番地、氏名〇〇〇さん、年齢〇歳、譲渡人、北宇和郡松野町大字延野々〇〇〇番地〇〇〇さん、年齢〇歳でございます。譲受人の営農状況等の詳細ですが、作付作物一般野菜、所有大農機具なし、農作業に従事する者本人が150日、世帯員が150日でございます。周辺地域との関係は現状どおり畑として利用することとし、周辺への影響なし。参考として、現在の農地面積はゼロでございます。農地法第3条第2項の1号から6号には該当を致しません。以上ご審議のほどよろしくお願い致します。

村田会長

説明がありましたけど、一つ一ついきたいと思います。どうでしょうか。何か質問等ありましたら。

無いようですので申請のとおり許可でよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

ありがとうございます。続きまして9番の案件なんですが、これは豊岡の委員さん説明をお願いします。

毛利委員

5ページをご覧下さい。申請地、豊岡〇〇〇番、地目は田、面積724㎡。所有権移転でございます。図は8ページ。申請者は松野町豊岡〇

〇〇番地、氏名〇〇〇、年齢〇、譲渡人は、松野町大字奥野川〇〇〇番地氏名は〇〇〇さん、年齢〇。譲受人の営農状況等の詳細でございますが、作付け作物、水稻、野菜、柚子、栗。所有大農機具トラクター、田植え機、コンバイン。農作業に従事する者、本人200日。周辺地域との関係、購入後は現状どおり水田として使用する、農薬の使用は地域の防除方針に従い、他の農業者と協力し地域農業の維持発展に努める。参考と致しまして農地の利用状況、農地面積8,865㎡、うち田が4,332㎡、畑が4,533㎡です。農地法第3条第2項第1号より6号まで該当をしない。現地は事務局と一緒に回りましたが全く問題は無いようでございます。よろしくご協議をお願いします。

村田会長

はい、説明が終わりました。これについてご意見ございませんか。
〇〇〇さんというのは豊前でも作りよった。

毛利委員

今現在も〇〇〇さんが作られよるようです。

村田会長

他に何かありませんか。
無いようでしたら申請のとおり許可でよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

ありがとうございます。10番の案件なんですが目黒の委員さんで説明をお願いします。

河野委員

資料6ページをお開き下さい。農地法第3条の規定による許可申請についてご説明致します。番号10番、申請地、大字目黒〇〇〇番、地

目畑、面積43㎡、所有権移転の申請です。図は9ページをご参照下さい。申請者、譲受人、北宇和郡松野町大字目黒〇〇〇番地〇〇〇さん〇歳、譲渡人、神奈川県横浜市南区六ッ川〇〇〇番地〇〇〇さん〇歳です。譲受人の営農状況等の詳細ですが、作付作物は水稻、柚子です。所有大農機具トラクター、田植え機、コンバインです。農作業に従事する者、年間農業従事日数は本人150日、子20日です。周辺地域との関係については、譲受後は現状どおり畑として使用するそうです。参考として農地の利用状況は農地面積49,265㎡、内訳は田45,137㎡、畑4,128㎡です。農地法第3条第2項の第1号から第6号までの各要件にはすべて該当しないことを確認しましたのでご報告します。補足として譲渡人〇〇〇さんは家じまい、墓じまいを進められており、この件は宅地に隣接している土地の一つです。

以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

村田会長

説明が終わりました、なにか質問はありませんでしょうか。

無いようでしたら申請の通り許可でよろしいですか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

続きまして議案第2号「農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想の改正に関する意見決定について」を議題として事務局の方で説明をお願いします。

細川係長

ページのほう11ページになります。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改訂という事で説明をさせていただいたと思います。

この基本構想につきましては、農業経営強化促進法に基づきまして、本町の農業政策について概ね10年後の農業経営の発展の目的を明らかにして、効率的かつ安定的な農業経営を育成することを目的に定めたものであります。令和5年4月施行の農業経営基盤強化促進法の改訂に伴いまして今回改正をさせていただき事となっております。今回の改正内容については農業委員会のご意見をいただきまして、愛媛県の農業会議に諮って改正の手続きを進めて参りたいと考えております。それでは11ページに沿って説明をさせていただきたいと思いますが、皆様のお手元に基本的な構想の冊子全部載った分と、今回の改正内容の分だけ抜粋して、旧と新で書き分けたものを二つお手元に用意しておりますけれども、詳細になりますのでこれはまた確認いただきながら説明を聞いていただいたらと思います。

1点目がまず基本構想の概要なんですけれども、6点示させていただいております。農業経営基盤の強化の促進に関する目標。2点目が経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの目標。3点目が新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき基本指針。4点目として農業を担う者の確保及び育成に関する事項、4点目は今回追加させていただいた点となります。5点目として効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、それに今回プラスして農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を追加させていただいております。6点目として農業経営基盤強化推進事業に関する事項。この6点が基本構想の中に掲げられた項目になります。

2番目の改正内容、こちらが今回の改正内容の主な点なんですけれども、まず1点目としては認定農業者、新規就農者、集落営農組織等の担い手に関して農業者の主体性と創意工夫を發揮した経営を発展で

きるよう重点的に支援するということと、新たに就農をしようとする青年等に対しては、町内各地で安心して就農定着ができるように、関係機関と連携しながら新規就農者募集、研修、就農、経営発展、経営継承までを一貫して支援するという点、3番目に地域計画における農業を担う者に対して次世代の農業を担う人材として支援するという、担い手の支援に対する項目を追加させていただいております。

大きな2点目として農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を追加させていただいて、内容としては地域計画の実現に向けて農地中間管理機構や愛媛県、農業委員会と連携しながら分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図ることとしております。また中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保、有効利用を図るために、中小、家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含めて新規就農の促進等を図るという事を追加しております。

大きい3点目としては、農業経営基盤強化促進事業に関する事項に農業者による協議の場の設置に関する事項というところを追加しております。こちらは今まで基本的には人・農地プランのほうで持っていたものを、今回地域計画に法定化されるようになりますので、協議の場を明記したものであります。1番目としまして開催時期については、広報誌やインターネットで周知をしたうえで農繁期を避けて開催するという事と、参加者については農業者、町、農業委員、最適化推進委員さん、農協、中間管理機構の農地相談委員、土地改良区、愛媛県、その他の関係者によって構成するということとしております。農用地の区域については人・農地プランの実質化が行われている区域をもとに、農業振興地域内の農用地が含まれるように設定するという事になっておりまして、基本的には今までの人・農地プランの区域をそ

のまま移行するつもりでおります。こういったことを基本構想のほうに法律の改訂に伴いまして、新たに盛り込んだという事で内容をまたご確認いただきまして、ご審議いただいたらと思います。

以上です。

村田会長

追加された分があるという事で作られたものなんですけど、何か質問ありませんか。

山崎委員

3番のところの農業経営基盤強化促進事業に関する事項に農業者による協議の場の設置に関する事項のところで、ある程度具体的な開催予定とかあるんですか。

細川係長

実は今までも人・農地プランというのを毎年見直しをかけておりまして、そのプラン自体が各地域ごと、区域ごとに地域ごとの計画として挙げたものを、町の全体のプランとして審議をかけていただいているんですけども、人・農地プランの地区ごとの話し合いの場というのは、今まで設けられておりまして、それを人・農地プラン自体が名前ではなくて、地域計画という名前に切り替わってですね、基盤法の改訂によって法定化されたというか、今まで任意のプランだったものが法律でも決められたプランになり切り替わっているんで、それに代わって地域で話し合いをしながら、見直しをしていって下さいねというところになってます。今までも人・農地プランの話し合いは地域ごとにやられてましたので。

山崎委員

内容が変わるわけではないの。

小西事務局長

人・農地プランはこの法律じゃなくて、機構法で決まっとったのが無くなって、基盤法の中に地域計画が入れられました。地域計画の中に、地域で話をする場の設定のことがこの計画の中に無かったので、今回新たにこれに置き替えるものを書いたということよね。

細川係長

はい、そうです。

小西事務局長

やりよったことは一緒なんやけど、縛られる法律と書いてある基本構想が違うので、この中に前にやった人・農地プランの話し合いをこっちに書きたいくらいに思ってもろとったら。やりよることとか、話さないけん事、理屈は一緒と思って下さい。

細川係長

細かい内容を基本構想の中に盛り込まないといかんかったので、それをこちらに列挙した形になります。

村田会長

他に無いですか。意見決定という事になりますから、これに基づいて新たにやっていくと。

このことで決定でよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

基本的な構想ですので、これに基づいてやりたいと思います。

これで議案のほうは終わったんですけど6番のその他で事務局の方から。

岡本主事

※事務局から3点連絡事項を説明。

村田会長

ほか何かその他ありませんか、委員さんのほうから何かありませんか、その他で。

無いようでしたらこれで委員会のほうを終わりたいと思います、ありがとうございました。